

# ワーキング ヴォイス

NO.8

2009年10月15日



今月号では、愛媛県労働者福祉協議会が昨年10月に実施しているアンケート調査から「仕事と暮らしに対する実感や意識について」の自由意見の部分を紹介します。回答には多くの意見が寄せられていますが、今回は「非正規社員についての意見」をとりあげました。「非正規」という働き方をめぐって様々な角度からの意見が出されており、勤労者の意識の高さがうかがいしれます。

現在の少子化の要因の一つには、収入よりも支出が上回っている赤字の構図が上げられると思う。共働きをする必要があっても、とりわけパート・派遣等、非正規雇用に対する保障は少なく、低所得者に対する支援拡大の必要性を強く感じる。

男性 32歳 中予 正規社員

仕事場では正規社員が減り、請負・派遣社員が増やされていく中で頭数が揃えられても、仕事のつながりからいうと、正規社員の負担がかなり増え、一人二役・三役をこなさないといけない状況になっている。請負・派遣社員は割り切って仕事をしている。

男性 39歳 中予 正規社員

大学を卒業しても田舎では正規職がなかなかいないために、若者がUターンして来ない現状があります。帰ってきて、雇用形態が変化して非正規社員が増加しており、生活するための収入が得られないからです。正規社員のワークシェアリング化と、フレックス・タイム勤務の導入、終身雇用+年功（能力給的な考えも少し加味した）給与を基にした職場ができれば、若者も故郷に未来を掛けることができるのかな！と思います。

女性 48歳 南予 正規社員

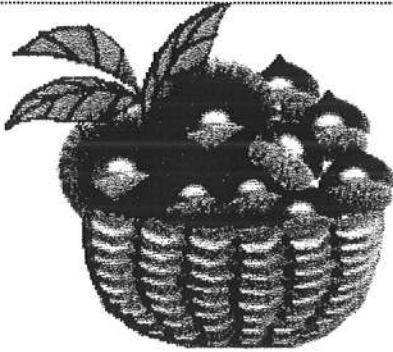
派遣社員が今の自分のスタイルにあっていると思うが、世間では派遣社員に対する偏見がまだまだあり、とても低い立場に置かれていることを実感しています。

女性 33歳 東予 非正規社員



パート・派遣等の非正規社員には低賃金の人が多く、暮らしのゆとりがない人がある。生活にゆとりを持てるように、最低賃金制度の抜本的な見直しが急務だと思う。

男性 40歳 東予 正規社員



職場に健康や仕事の相談等ができる専門員がいたら良いと思う。派遣切捨ては考え直して欲しい。

男性 57歳 中予 非正規社員

今、職場に雇用されている者の中に占める非正規社員の比率は、非常に高くなっている。収入の安定した生活が保障されない人々が増えているのは、問題だと思う。

男性 35歳 中予 正規社員



## 労働生活相談ホットラインニュース

今回は、労働生活ホットラインに寄せられた相談例の中から労働相談での「解雇」「兼職」問題と金融相談での「多重債務」「借り換え」問題について取り上げ報告します。

### 労働相談事例集

#### Q. 退職を強要されたが？

管理職と直接の上司に呼び出され「再三に渡る指摘にも拘わらず勤務態度の改善がみられない」との事で強く叱責され、ついに根負けして「退職届」にサインしてしまった。

#### A. ご自分の主張を明確に（強制解雇の違法性）

使用者が多数回、長期、執拗に行った退職勧奨は違法であり、民法 96 条の「強迫による意思表示」に該当する可能性があります。また、民法 709 条による「不法行為に基づく損害賠償責任」を負うこともあります。民法 95 条では、一度サインした退職届も、強迫に基づく意思表示の取り消し、又は錯誤無効を主張出来る場合があります。

※**民法第95条**：意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張する事ができない。

※**民法96条第1項**：詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

※**民法第709条**：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○次に就業規則について取り上げてみました。

#### Q. 兼職に関してどうなりますか？

現在、シフト制で一日4時間程度のパートをしている。シフトの空いた時間を別の仕事をしたいのだが、差しさわりは無いか？

#### A. 就業規則の確認を（就業規則の遵守義務）

原則空いている時間を何に使おうが、従業員の自由ですが、会社によっては「就業規則」で、競業他社への勤務を制限している場合があります。念の為就業規則を見るよう薦めました。（労働基準法に抵触する就業規則は無効となる場合があります。）

※**就業規則**：常時10人以上の労働者を使用する使用者には、一定の事項を記載した「就業規則」を作成し労働基準監督署に届ける義務がある。その変更についても同様である。（労働基準法第89条）

#### ※**就業規則・労働契約・労働協約・労働基準法**の関係

労働者個人と使用者との取り決めが「労働契約」であり、その労働者が働く事業所全体に適用されるのが「就業規則」、さらに職場に労働組合がある場合にその組合と使用者との取り決めが「労働協約」になります。効力の強い順に、労働基準法>労働協約>就業規則>労働契約となりますが、就業規則と労働契約の関係では、就業規則を上回る（労働者に有利な）条件の労働契約は、その部分については就業規則に優先します。

## 金融相談事例集

### Q. 60 歳代の男性

私は年金暮らしで、妻はパートで働いている。5年前から生活資金をクレジット等で借り続けた結果、借入総額が現在では400万円程度に膨れ上がってしまった。日々返済に追われ生活費のねん出もままならぬ状況になってきている。

### A. 一日も早く解決に向けて、詳しい内容について相談にご来所されることを薦めました。

相談の中から日々の生活改善の方法、手段について一緒に考えていくことを提案。当センターでは、多重債務解決に向けた専門家によるネットワークを構築していることを伝えました。

電話相談なので、とりあえず活動内容のパンフレット等を送付し「確実にサポート(解決します)を行いますので、安心してください!!」とのセンターの意思を伝達しました。



### Q. 20 歳代の男性

独身で親元から通勤をしているが、消費者金融3社に約150万円程度の借入れがあり、毎月の返済も約5万円となり、かなり生活を圧迫している状況である。できれば一つに借金等をまとめて自分の返せる額の返済をしたいが何かいい方法はあるか?

### A. このままだと、返しても、返しても利息だけ支払うようになり、借入金が膨らんでいく公算が大と判断。ネットワークを結んでいる労金を紹介しました。現在、借り換え相談を継続中です。

※今年の12月以降に改正貸金業法が完全施行されると、年収の三分の一を超える融資は禁止となります。現在、松山市でも消費者金融業者から「貸しはがし」(突然まとまった返済をせまる)のケースがすでに発生しています。

### Q. 50 歳代の女性

サラ金・クレジットの利用で、生活資金・教育資金などの借入の残高が500万円程度になっている。月の返済は20万から25万円にもなり、生活も厳しい状況が続き返済計画が立たなくなっている。この借入等から解放されるすべはないか?

### A. 借入金額が高額であることから、「借入金の圧縮・過払い金返還請求、生活保護」などを視野に入れながらさっそくネットワークを結んでいる「松山たちばなの会」に同行し、解決策を思案しました。

過去の借入資料等を提出いただきチェックしながら、現在調整中です。

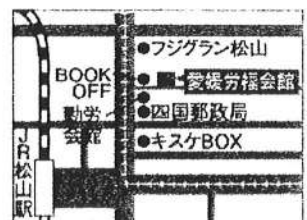
### 労働・生活相談は、くらしの相談センター・ホットラインの活用を!

○月曜～金曜の午前9時～午後5時      ○電話番号 089-915-2400  
(水曜日、午後7時迄)                      ○FAX相談 089-947-5616

○メール相談 [sh-roufuku@lib.e-catv.ne.jp](mailto:sh-roufuku@lib.e-catv.ne.jp)

○松山市宮田町125番地 愛媛労福協会館 2F (愛媛くらしの相談センター内)

○来訪相談 専用相談室 (愛媛労福協会館 3F)

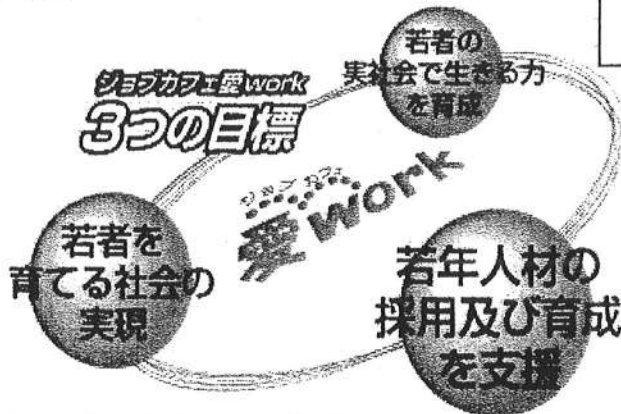


ジョブカフェ愛 work を運営する「えひめ若年人材育成推進機構」は、私たちが住む「えひめ」という地域が今後も輝き、生き生きとした地域であり続けることをめざしています。地域を支える元気で頼り甲斐のある若者を育成するとともに、若者が地元を愛し、地元で定着できる環境を整備し、産業の振興に貢献できる社会を築くために様々な事業に取り組んでいます。

# 「ジョブカフェ愛work」とは...

若者の雇用情勢を改善するため、平成16年に愛媛県が設置した「ジョブカフェ愛work」。若者への就職支援に加え「企業・若者交流会」や「企業見学ツアー」などを実施することで、中小企業への理解を促進し「企業の採用活動や育成力の向上」をサポートしています。

〒790-0012 愛媛県松山市湊町三丁目4番地6 松山市銀天街CE1 4階  
(tel) 089-913-8686 (fax) 089-913-8685 (e-mail) info@ai-work.jp  
OPEN / (平日) AM8:30~PM7:00 (土曜日) AM10:00~PM6:00  
休日/日曜・祝日・年末年始



企業・若者交流会

## ジョブカフェ愛work 東予・南予ランチ開設

この度、これまでのジョブカフェ愛workでのノウハウを生かし、県下各地で幅広くサービスを提供するため、東予・南予地区にランチ(支所)を設置し、企業の採用力・人材育成力の向上、就職応援イベントなどに取り組むこととしました。各ランチで実施する事業内容等につきましては、ホームページ等で情報発信していく予定ですので、皆さんの積極的なご利用をお待ちしています。

ランチ開設場所

- 東予ランチ:  
東予地方局(西条市丹原町池田1611 東予地方局西条第二庁舎1F)
- 南予ランチ:  
南予地方局(宇和島市天神町7-1 南予地方局5F)



●東予ランチ  
(お問い合わせ先)  
〒791-0508 西条市丹原町池田1611  
愛媛県西条第二庁舎1階  
(tel) 050-8803-8686 (FAX兼用)  
休日/土曜・日曜・祝日・年末年始

●南予ランチ  
(お問い合わせ先)  
〒798-8511 宇和島市天神町7-1  
愛媛県南予地方局5階  
(tel) 050-8807-8686 (FAX兼用)  
休日/土曜・日曜・祝日・年末年始

# ジョブカフェ愛workは 企業の採用活動を サポートします。



企業見学ツアー

※ インターネットサイト

「ジョブカフェ愛work」( <http://www.ai-work.jp> )

愛媛県委託事業(平成21年度労働者の声発信事業)

発行 社団法人 愛媛県労働者福祉協議会

〒790-0066 松山市宮田町125番地 愛媛労働協会館 3階

TEL 089-946-2296 FAX 089-947-5616 メールアドレス e-roufuku@leo.e-catv.ne.jp